

○杏林大学医学部学修規程

制定	昭和49年	4月	1日		
改正	昭和57年	4月	1日	昭和60年	4月 1日
	昭和62年	4月	1日	平成 4年	4月 1日
	平成 5年	4月	1日	平成 6年	3月18日
	平成 8年	3月	15日	平成 8年	12月25日
	平成11年	8月	9日	平成16年	4月 1日
	平成19年	6月	1日	平成21年	2月16日
	平成25年	3月	25日	平成26年	3月17日
	平成27年	2月	18日	平成28年	3月14日
	平成30年	5月	16日	平成31年	3月18日
	令和 2年	2月	19日	令和 2年	4月17日
	令和 2年	7月	15日	令和 4年	3月 9日
	令和 5年	1月	18日	令和 5年	6月21日
	令和 5年	10月	18日		

第1条 医学部の学修は、学則によるもののほか、この規程に従う。

第2条 学生は、毎年度各学年次に配当される当該年度の授業時間割表により履修するものとする。

第3条 授業期間を、前期、後期とする。

第4条 授業期間は、年次によって若干の変更をすることがある。

第5条 選択必修科目及び自由科目の履修申告は、学年の始めにおいて履修申告書に必要事項を記入し、指定した期日までに教務係に提出しなければならない。

2 一度申告した科目の変更は原則認めない。

第6条 定期試験については、次のとおりとする。

- (1) 定期試験には、授業科目ごとに行われる場合と、複数科目にわたって行われる場合とがある。
- (2) 試験の方法と評価は、履修案内・授業内容（シラバス）に記載されたとおりに行う。また、評価方法に変更が生じた場合は、医学部教務係より、学生に周知させることとする。
- (3) 講義の出欠は、講義を実施する講義室で所定の方法により記録し、医学部教務係が保存する。実習の出欠はその科目担当教員が記録し、科目を担当する教室が保存する。
- (4) 受験資格は、以下のように定める。各定期試験に対応する授業科目の履修案内・授業内容（シラバス）に記載された前期及び後期ごとの講義時数の3分の1を越える欠席があった者、及び当該科目が定める実習の出席基準を満たさなかった者、及び必要な提出物を提出しなかった者は、受験の資格を喪失する。定期試験の受験資格を喪失した者は、追試験・再試験を受験する資格はない。総合試験については別途定める。
- (5) 受験資格は、各定期試験に先立って、当該授業科目責任者、教務部長、学生部長、学年担任との協議の上で判断する。
- (6) 受験資格喪失者は、定期試験前に医学部長名で公示する。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

（7）定期試験の成績は、100点（100%）を満点とし、60点（60%）以上を合格とする。総合試験、共用試験などの合否判定については、別に定める。

第7条 追試験については、次のとおりとする。

- （1）追試験は、「やむを得ない正当な理由」により定期試験及び総合試験を受けなかった者について行う。共用試験については別途定める。
- （2）追試験受験には、別表1「欠席理由別追試験受験手続表」により必要な手続きをした後に教務部長の承認を得なければならない。
- （3）実施時期・方法については、当該科目責任者と教務部長があらかじめ協議の上決定する。
- （4）追試験の再試験は行わない。
- （5）追試験の成績判定は、第6条（7）のとおりとする。

第8条 再試験については、次のとおりとする。

- （1）再試験は、定期試験及び総合試験に不合格になった者について1回だけ行う。再試験の追試験は行わない。共用試験については別途定める。
- （2）再試験受験には、所定の期日内に別に定める再試手数料を添えて医学部教務係に願い出なければならない。
- （3）実施時期・方法については、当該授業科目責任者と教務部長が協議の上決定する。
- （4）再試験を受ける者は、正規の手続き完了を証明する書類を当日試験場で提示しなければならない。
- （5）定期試験の再試験は、得点が60点（60%）以上を合格とする。合格の場合、最終成績は60点とする。総合試験、共用試験などの再試験の合否判定については、別に定める。

第9条 医学部が定めるすべての試験において遅刻することは原則認めない。「やむを得ない正当な理由」により遅刻した場合には、別表2「遅刻理由別試験受験手続表」により必要な手続きをした後に教務部長の承認を得なければならない。ただし、科目独自に行う試験については別に定める。

2 前項において承認を得られない場合及び必要な書類を提出しなかった場合には、原則として試験を遡って受験取り消しとする。

3 別に定める時間以後の遅刻者には、理由のいかんにかかわらず受験を許可しない。

第10条 定期試験及びその追試験並びに再試験中に不正行為があった場合は直ちに退場を命じ、当該科目の学年末の評価をDとし、学則第43条の規定に従って懲戒処分に付す。また、それ以外の試験において不正行為があった場合にも、これに準じた対応をとることとする。

第11条 履修科目の総合判定（学業成績）は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示す。

2 前項の各評語は、総合判定を100点満点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満若しくは、受験資格喪失のための未受験を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。クリニカルクラークシップについては別途定める。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

3 他大学等で修得した学科目（単位）を認定した場合の評語はNとする。

第11条の2 前条の学業成績（自由選択科目及び単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \{ (\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

第12条 進級及び卒業の判定は、医学部教授会において審議し、学長が承認する。

2 進級及び卒業の判定は、当該学年における授業科目の授業及び試験がすべて終了したときに行う。

3 進級及び卒業の判定は、試験の成績、GPA、履修態度等を含め総合的に行う。

4 GPAが著しく不良である学生については、個別学修指導の対象とする。

5 進級及び卒業の条件を満たさない者は、原級にとどまるものとする。この場合の履修しなければならない科目は、教授会の定めによる。

6 前項により原級にとどまった者は、原則として同一学年に2年をこえて在籍することができない。

7 成績事由にて杏林大学学則の第38条第1項第3号に該当することが医学部教授会において確認され、学長が承認した時点で、当該年度末における除籍が決定する。学長の承認以降、退学を願い出ても退学は許可されない。

第13条 医学部の学修についてこの規程にない事項は、医学部教授会の定めに従うものとする。

第14条 この規程の改廃は、医学部教授会で審議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年 4月 1日から施行し、当該時点における第1学年から適用する。

附 則

この規程は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 大学学則別表 1－1 適用者は、独語又は仏語のいずれかを選択必修とし、臨床医学総論は自由科目として、履修するものとする。
- 2 学則別表 1－2 適用者は、第 2 外国語・医学英語及び臨床医学総論の履修を自由科目とする。
- 3 大学学則別表 1－1 適用の平成 4 年度以前の入学生が留年等により大学学則別表 1－2 適用に変更となる場合における修得済み科目の単位は、別表 2 の授業科目対応表により読み替えを行い、単位の認定をする。ただし、化学・物理・生物系における単位の不足分は補講等により調整する。
- 4 平成 5 年度入学生の 1 年次における単位は、別表 3 の授業科目対応表により読み替えを行い、単位の認定をする。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 平成 8 年度以前の入学生が留年等により大学学則別表 1－3 適用に変更となる場合における修得済み科目の単位は、別表 4 の授業科目対応表により読み替えを行い、単位を認定する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日以前に入学した者については、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

別表 1

欠席理由別追試験受験手続表

欠席理由	提出書類	手続期限	備 考
イ 病 気	1 試験欠席届	欠席当日まで	ただし、左記期限までに提出できない場合は、試験開始時刻までに電話又は伝言などで、予め連絡しておき、後日速かに提出する。
	2 医師の診断書	なるべく速かに	
	3 追試験願	登校が可能になってから3日以内に	保証人の連署押印を要す。
ロ 忌引又は近親者重病	1 試験欠席届	イー1に同じ	イー1に同じ
	2 帰省証明書	登校が可能になった当日	保証人の連署押印を要す。
	3 追試験願	登校が可能になった当日	保証人の連署押印を要す。
ハ 通学交通機関の遅延	1 試験欠席届	欠席当日	イー1に同じ
	2 遅延証明書	なるべく速かに	当該遅延を証明する資格のある交通機関責任者の発行する公式のものであることを要す。
	3 追試験願	イー3に同じ	イー3に同じ
ニ その他	1 試験欠席届	ハー1に同じ	イー1に同じ
	2 理 由 書	ロー2に同じ	保証人の連署押印を要す。
	3 追試験願	ロー3に同じ	イー3に同じ

試験日時の確認不足は正当な理由と認めない。

書類の提出及び連絡はすべて教務係宛に行うこと。なお、試験欠席届・帰省証明書・追試験願の各用紙は教務係に備えつけてある。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

別表 2

遅刻理由別追試験受験手続表

遅刻理由	提出書類	手続期限	備 考
ホ 病気	1 試験遅刻届	遅刻当日まで	ただし、左記期限までに提出できない場合は、試験開始時刻までに電話又は伝言などで予め連絡しておき、後日速かに提出する。
	2 医師の診断書	なるべく速かに	
へ 通学交通機関の遅延	1 試験遅刻届	ホー1に同じ	
	2 遅延証明書	なるべく速かに	当該遅延を証明する資格のある交通機関責任者の発行する公式のものであることを要す。
ト その他	1 試験遅刻届	ホー1に同じ	

試験日時の確認不足は正当な理由と認めない。

書類の提出及び連絡はすべて教務係宛に行うこと。なお、試験遅刻届の各用紙は教務係に備えつけてある。